

平成 21 年 8 月 31 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
大阪市北区堂島浜一丁目 4 番 4 号
MIDリート投資法人
代表者名
執行役員 泉 幸 伸
(コード番号：3227)

資産運用会社名
大阪市北区堂島浜一丁目 4 番 4 号
MIDリートマネジメント株式会社
代表者名
代表取締役社長 諸 泉 信 男
問合せ先
取締役 財務企画部部长 植 村 弘
TEL. 06-6456-0700 (代表)

物件取得に係る優先交渉権行使期間終了に関するお知らせ

MIDリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が保有する、下記の対象資産を優先的に買取る権利（以下「当該優先交渉権」といいます。）の行使期間が終了いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 当該優先交渉権の概要

- (1) 対象資産 : 桜通MIDビル（以下「本物件」といいます。）を信託する信託の受益権
- (2) 取得経緯 : 本物件の開発を行う桜通開発合同会社を営業者とする匿名組合に係る匿名組合出資持分を取得（総額 211 百万円）することにより、本物件の建物竣工後に、本物件を信託する信託の受益権の買取りにつき、一定期間（建物竣工後 6 ヶ月間）の優先交渉権を取得したものです。

当該優先交渉権の詳細等につきましては、平成 19 年 11 月 29 日付「資産の取得に関するお知らせ<匿名組合出資持分>」、平成 20 年 4 月 15 日付「(訂正) 資産の取得に関するお知らせ<匿名組合出資持分>」及び平成 21 年 2 月 26 日付「匿名組合出資持分の取得完了に関するお知らせ」をご参照下さい。

2. 当該優先交渉権の終了

当該優先交渉権は、本投資法人による本物件を信託する信託受益権の買取りを義務付けるものではありません。従いまして、今般当該優先交渉権を行使せずに行使期間が終了したことによる違約金等の発生はありません。

また、当該優先交渉権行使期間は終了いたしました。本物件は平成 21 年 8 月 31 日時点の稼働率が 93.4%と本投資法人の投資基準を充足し、今後も安定した収益が期待でき、ポートフォリオの質の向上に貢献する物件であると評価できることから、本物件を信託する信託受益権の買取りにつきましては、引き続き不動産市況や金融マーケットの動向等を注視しつつ慎重に検討を続けてまいります。

3. 今後の見通し等

本投資法人の平成 21 年 12 月期（平成 21 年 7 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日）及び平成 22 年 6 月期（平成 22 年 1 月 1 日～平成 22 年 6 月 30 日）の運用状況の見通しについて、上記当該優先交渉権行使期間終了による修正はありません。

以 上

* 本資料の配布先：兜クラブ、大阪証券記者クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

* 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.midreit.jp>